

## 2回目の国際協同組合年に向けて

専門職 武田 俊裕

### 目 次

1. 国連決議にみられる前回との違い
2. わが国の協同組合における前回の取組み
3. 今回の取組みに求められるもの

2023年11月、国連は、2025年を「国際協同組合年」とすることを宣言した。国連の国際年として協同組合の促進・認知度向上に取り組むのは2012年に続き2回目となる。本稿は、協同組合の戦略動向における2回目の国際協同組合年の意義・影響を探る視点から、国連がこれを行うこととした背景について、前回との違いに注目して考察し、そのうえで、わが国の協同組合が、前回の総括を踏まえてどのように取り組むべきかの検討を試みるものである。(以下、2012年の国際協同組合年を「前回」、2025年の国際協同組合年を「今回」と表記することがある。)

### 1. 国連決議にみられる前回との違い

前回、2012年を国際協同組合年とすることは、2009年12月18日、「社会開発における協同組合」と題する国連総会の決議のなかで宣言された。今回、2025年を国際協同組合年とする旨の宣言は、2023年11月3日、同じく「社会開発における協同組合」と題する国連総会の決議のなかで行われた。これら2つの決議の内容<sup>1</sup>を比較すると、2回目の国際協同組合年に取り組むこととした国際機関レベルの環境認識・問題意識を知ることができる。今

回の決議では、前回にはなかった主な論点として、以下の点が加えられている。

#### (1) MDGsからSDGsへ

前回の決議が行われた2009年は、国連が2000年に宣言した「ミレニアム開発目標(MDGs)」に、2015年を達成期限として取り組んでいた時期であった。この時期、国連における社会開発が、途上国の経済的な開発による貧困・格差への対処に主眼を置いており、このことは、前回の決議のなかの「協同組合は、その様々な形態において、女性、若者、高齢者、障害者および先住民族を含むあらゆる人々の経済社会開発への最大限の参加を促し、経済社会開発の主たる要素となりつつあり、貧困の根絶に寄与するものである」、「先住民族及び農村地域の社会経済状況の改善において協同組合の発展が果たす可能性のある役割を評価」といった表現に反映されている。

国連がMDGsの後継目標として2015年に策定した「持続可能な開発目標(SDGs)」は、2030年を達成期限として、経済・社会・環境の3側面を統合し、調和させた、地球システム自体の生存戦略ともいえる目標群であり<sup>2</sup>、それらを定めた国連決議「我々の世界を変革

1 2009年の決議の訳文については国際協同組合年記念協同組合全国協議会ウェブサイト <https://www.japan.coop/iyc2012/outline/declaration.html> を、2023年の決議の訳文については日本協同組合連携機構ウェブサイト <https://www.japan.coop/wp/wp-content/uploads/2023/11/198d3710a992e62463c625862f5049ed.pdf> を、それぞれ参照（いずれも2024年1月15日閲覧）。

2 MDGsおよびSDGsの経過と性格について、蟹江憲史・SDGs（持続可能な開発目標）39頁（中央公論新社・2020年）参照。

する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」においては、協同組合もその担い手として明文化されている。このことを前提として、今回の決議においては、「2030アジェンダの実施における、……協同組合の役割が認識されていることに留意」する旨が述べられており、先進国・途上国を問わず、協同組合がSDGsの達成に向けてその役割を發揮することを目指して、2回目の国際協同組合年が設けられたと理解する必要がある。

## (2) 社会的連帯経済の推進

今回の決議には、「社会的連帯経済が、自発的な協同と相互扶助、民主的かつ／または参加型のガバナンス、自治と独立、剩余および／または利益、ならびに資産の分配や利用において人びとや社会的目的を資本よりも優先すること、といった諸原則に立脚し、集団的および／または一般的な利益のために経済・社会・環境に関わる活動を行う企業、組織、その他の主体であることを認識した2023年4月18日の「持続可能な開発のための社会的連帯経済の推進」と題する総会決議77／281を想起」する旨の一節が設けられている。

「社会的連帯経済」とは、「社会的経済」という概念と「連帯経済」という概念を組み合わせたものであり、2010年前後から世界的に用いられるようになったとされる。「社会的経済」は、フランスをはじめとするラテン系のヨーロッパ諸国で1980年代以降用いられるようになった、非資本主義的組織を表す概念で、協同組合はその代表的な例として位置付けられている。「連帯経済」は、新自由主義的な経済体制に反対し、より公正で持続可能な世界を作ろうという社会運動から生まれた概

念で、1980年代以降、特に中南米で盛んに用いられている。前者は各国の社会体制のなかに統合されており政治的には保守的な傾向があるが、後者は政治的には左派とつながりやすい社会運動としての性格が強い、という違いがあると説明されているが、近年、非資本主義的な経済を目指すという点で共通していることを踏まえ、これらを組み合わせた「社会的連帯経済」という表現を用いて組織や法律が作られることが一般的になってきた。「社会的連帯経済」は、新自由主義に対抗する、あるいは資本主義・共産主義と一線を画す社会理念となりつつあり、経済領域にとどまらず、貧困や環境の問題に関する思想的・政治的な影響力を強めてきた<sup>3</sup>。

国際機関においてもこの新しい概念の明確化と共有のための検討が重ねられた結果、2022年6月には国際労働機関（ILO）総会で「ディーセント・ワークと社会的連帯経済に関する決議と結論」が採択され、そのなかで社会的連帯経済の定義が行われた（図表1）。前段で引用した2023年4月の社会的連帯経済の推進に関する国連総会の決議は、こうした経過を踏まえて行われたものである。

協同組合にとって、今回の国際協同組合年は、深刻な諸問題を生み限界を迎えることある新自由主義に替わるべき社会理念として国際社会において定式化されつつある「社会的連帯経済」の主要な担い手として迎えることになる。

## (3) 気候変動への適応と緩和

今回の決議には、「協同組合やその他の社会的組織が、気候変動への適応と緩和に取り組みながら、公正な移行を促進する上で力を

<sup>3</sup> 「社会的連帯経済」の概念について、廣田裕之・社会的連帯経済入門 みんなが幸せに生活できる経済システムとは11頁（集広舎・2016年）および富沢賢治「社会的連帯経済とはなにか—協同組合運動の新理念」・生協総研レポート第98号5頁（生協総合研究所・2023年）参照。

(図表1) ILO「ディーセント・ワークと社会的連帯経済に関する決議」(2022年6月10日)における社会的連帯経済の定義

SSEは、集団的かつ／または一般的な利益に資するために経済的、社会的、環境的な活動に携わる企業、団体、その他の主体を包含する。それらは、自発的な協同と相互扶助、民主的かつ／または参加型のガバナンス、自治と自立、そして資産に加えて剩余金かつ／または利益の分配と使用に対し人間と社会的目的を優先させる原則に基づいている。SSEは、長期的な活動継続と持続可能性、そしてインフォーマル経済からフォーマル経済への移行を目指し、経済のあらゆるセクターで活動している。SSEはその機能にとって本質的で、かつ人と地球への配慮、平等と公平、相互依存、セルフ・ガバナンス、透明性と説明責任、そしてディーセント・ワークと生計の達成にかなう一連の価値を実践している。各国の状況に応じてSSEには、協同組合、アソシエーション、共済組織、財團、社会的企業、自助グループに加え、SSEの価値と原則に従って活動するその他の主体などが含まれる。

(注) SSEとは、social and solidarity economy の略である。

(出典) 国際労働機関駐日事務所ウェブサイト [https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/-/-asia/-/-ro-bangkok/-/-ilo-tokyo/documents/meetingdocument/wcms\\_854869.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/-/-asia/-/-ro-bangkok/-/-ilo-tokyo/documents/meetingdocument/wcms_854869.pdf) (2024年1月18日閲覧)

発揮できることを認識」する旨の一節が設けられている。(1)で述べたSDGsの達成に向けた協同組合の役割の一部ではあるが、あえてこの論点を取り出して一節を設けたことは、この課題の重要性と、「公正な移行」の促進に関する協同組合への期待を表していると考えられる。

「公正な移行」とは、これまで温室効果ガスの排出の恩恵を受けてきた先進国・富裕層の責任を明確にし、途上国・貧困層に負担をかけることなく脱炭素社会に移行する、言い換えれば、温暖化対策によって途上国・貧困層を困窮させないことが社会政策として公正である、という考え方であり<sup>4</sup>、今回の国際協同組合年の取組みとして各国の協同組合がどのような形でこの点について「力を発揮できる」のかが問われているといえる。

#### (4) 食料安全保障の改善

今回の決議には、「協同組合は、持続可能で強靭かつ包摂的な食料システムに向けた変革の、各国の道程において、利害関係者とし

てのその役割を通じて、世界の食料安全保障の改善に向けて重要な貢献ができる」と、また、「世界の食料安全保障の改善から便益を受けることができることを認識」する旨の一節が設けられている。また、「国連食糧農業機関が、とりわけ農村部における、農協の役割（食料安全保障と栄養の改善における役割を含む）－すなわち、持続可能な農業を推進すること、農業者の農業生産性を改善すること（能力構築や研修の提供による改善を含む）、市場・貯蓄・融資・保険・技術にアクセスしやすくすること、といった役割－を紹介し、そうすることで持続可能な食料システムを強化する努力を行っていることを歓迎する」旨の一節も加えられている。

この一節が設けられたことは、近年、新型コロナの蔓延やロシアによるウクライナ侵攻の結果、食料システムの変革による食料安全保障の改善の必要性が強く認識されたことの反映であると考えられる。この点についても、今回の国際協同組合年の取組みとして各国の協同組合がどのような形で「重要な貢献がで

4 「公正な移行」とは何かについて、駒村康平=諸富徹編著、全労済協会編・環境・福祉政策が生み出す新しい経済－“惑星の限界”への処方箋114頁（岩波書店・2023年）参照。

きる」のか、あるいはそのことをどのような形で協同組合に対する認知度向上につなげていくのか、検討する必要があろう。

## 2. わが国の協同組合における前回の取組み

わが国の協同組合が今回の国際協同組合年に取り組むにあたって前回と大きく異なるのは、前回の取組みの経験を踏まえて、その成果や課題を生かすことができることである。前回の国連決議を受けて2010年に設立された「2012国際協同組合年全国実行委員会」

(以下「実行委員会」という)は、2012年の終了をもって解散するにあたり、その活動の目標、実践した内容、成果と課題を「活動報告・総括」としてとりまとめ、公表した<sup>5</sup>。本節では、この総括を参照しつつ、前回の取組みを振り返る。

### (1) 活動の目標

前回の取組みの特徴は、協同組合の発展、政策・制度の整備、社会・経済への貢献に対する認知度の向上と並んで、前年3月に発生した「東日本大震災からの復旧・復興」を基本的目標の1つに掲げた点と、これらの中で「社会・経済に対する協同組合の貢献についての認知度の向上」を最も重視し、協同組合の果たす役割についての情報を発信することとした点にある。

### (2) 「協同組合憲章」制定の働きかけと草案の作成

前回の特徴的な取組みとして、実行委員会が、2012年1月、協同組合を発展させるための政府の基本的考え方と方針を明らかにする「協同組合憲章」の草案を策定し、同月、政

府に対してその制定を求めた点が挙げられる。政府の対応は「所管各省庁の相応の熱意がなければ困難」、「草案の政策提案は具体性に欠ける」というものであったことから、実行委員会は、「地域社会に根差し、人々による助け合いを促進することによって、生活を安定化させ、地域社会を活性化させる」という、各種の協同組合が果たしている共通の重要な役割を認め、協同組合政策の基本的考え方と方針を明示するよう政府に働きかけ、その結果、政府広報オンラインにおいて、次の考え方・方針が明らかにされた。

- ・ 国際協同組合連盟(ICA)の「協同組合のアイデンティティに関する声明」(以下「ICA声明」という)に盛り込まれた協同組合の価値と原則の尊重
- ・ 協同組合による地域社会の持続的発展への貢献の重視
- ・ 公的部門・営利企業部門と並ぶ、民間の非営利部門としての協同組合の発展への留意

### (3) 目指すべき協同組合像・社会像

(2)で触れた「協同組合憲章」の草案においては、「組合員のための共益的活動だけでなく、地域社会全般に関わる公益のための活動も行うべき」という協同組合像と、「公的部門・営利企業部門と並ぶ社会経済システムの有力な構成要素として、多くの人々が自発的に事業や経営に参加できる公平な仕組みとして、協同組合を含む民間の非営利部門を位置づける」という社会像が、今後のあるべき姿として示された。前者の協同組合に関する自己規定は、有識者・マスコミ等を念頭に置いて作成されたリーフレットにおいても「協同組合は、組合員の共通の願い・ニーズの実現

5 「活動報告・総括」の全文については、国際協同組合年記念協同組合全国協議会ウェブサイト <https://www.japan.coop/iyc2012/activity/index.html> 参照 (2024年1月16日閲覧)。

を使命とする「共助」組織です。この「共助」を真摯に追求すると、「公益」につながります」という表現で宣言され、後者の社会像は、前述の政府広報に反映された。

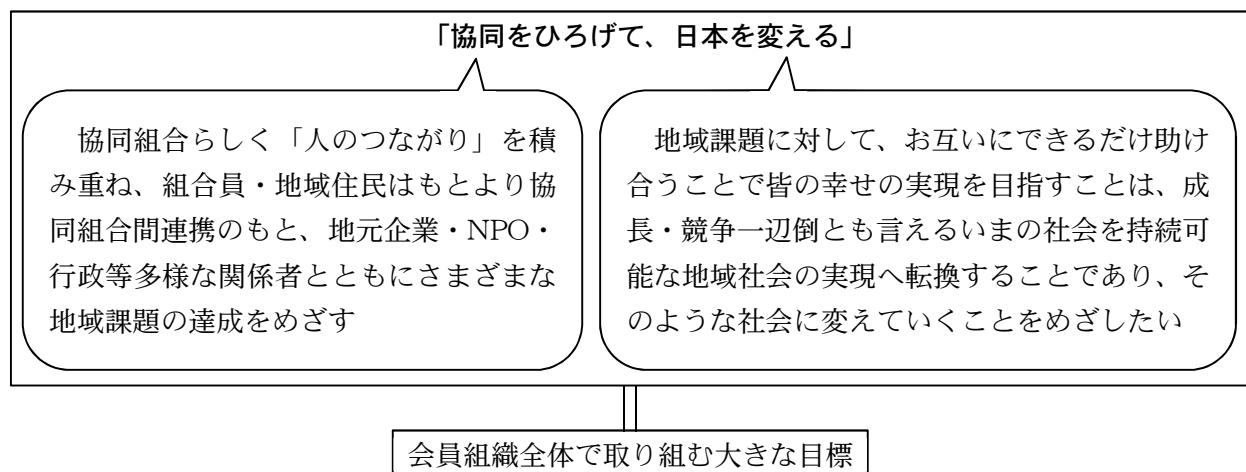
協同組合が地域社会づくりに関わる公益的活動を行うべきであるという考え方は、後に2018年に発足した日本協同組合連携機構（JCA）が2021年に設定した「JCA2030ビジョン」において、わが国の協同組合横断的な戦略となった。このことは、前回の取組みの大きな成果であると考えられる<sup>6、7</sup>。また、民間の非営利部門を、公的部門・営利企業部門と並ぶ社会経済システムの構成要素と位置付ける考え方は、1で述べた社会的連帶経済の概念・思想の今後の定着や戦略化に馴染むものであり、前回の取組みの成果が今後さらに深化する可能性がある。

#### (4) 協同組合間連携の促進

実行委員会が前回の取組みの成果として筆頭に挙げたのが、協同組合間連携や協同組合外との連携による新たな取組みの契機となつたことである。「協同組合憲章」制定の取組みの他、震災復興に向けた実践、各協同組合の取組みにかかる情報共有・発信、大学での講座新設等が具体的な成果として総括された。

協同組合間連携の動きは、組織面では2018年のJCAの発足に結実した。JCAは、戦略面では「JCA2030ビジョン」において「組合員・地域住民はもとより協同組合間連携のもと、地元企業・NPO・行政等多様な関係者とともにさまざまな地域課題の達成をめざす」ことを掲げ（図表2）、実務面では各地域の各種協同組合への働きかけや連携事例の共有を行うなど、現在のわが国の協同組合内外

（図表2）JCA2030ビジョンの趣旨



（出典）筆者作成

6 前回の取組みが、わが国において、協同組合の地域社会への関与に対する関心を高める重要な契機になったと評価するものとして、北川太一「協同組合のアイデンティティと地域社会への関与」・協同組合研究誌 にじ 2023冬号第686号23頁（日本協同組合連携機構・2023年）参照。

7 JCAは、前回の取組みを好機として、2013年に、世界の協同組合が2020年に向けて目指すべき方向性とそのための戦略を示した「協同組合の10年に向けたブループリント」を策定し、また2020年には、2030年を見据えてその戦略を見直した「協同組合の第2の10年に向けた人々を中心に据えた道のりー2020ー2030戦略計画ー」を策定した。これらの概要について、武田俊裕「協同組合の戦略動向と協同組合共済の課題」・共済総研レポート第171号24頁（JA共済総合研究所・2020年）参照。

の連携を牽引する形となっている。

前回の実行委員会の解散に伴い、その後継組織として2013年5月に「国際協同組合年記念協同組合全国協議会」が設立され、前回の成果を引き継ぎ、発展させる取組みをすすめてきたが、2019年7月にその活動はJCAに引き継がれ、現在に至っている。このことで、今回の取組みも、組織・内容の両面で合理的にすすめられることとなろう。

#### (5) 残された課題

実行委員会は、前回の取組みが全ての都道府県の多くの単位協同組合に広がったことを前回の成果として評価したうえで、協同組合の価値・役割を広く国民に認知させ、協同組合運動を促進させることはもとより1年で達成できるものではなく、後継組織による継続した取組みが必須であると総括している。また、実行委員会は、協同組合の役割・意義をめぐる学習・意見交換の機会が多く設けられたことを前回の成果として挙げつつ、組合員を含む学習の広がりは不十分であり、継続して取り組むことが必要であるとも指摘している。確かに、協同組合の公益性についての自己規定や、政府の示した協同組合政策の方針が、事業・活動の現場にいる組合員・役職員に広く認識されたか、前回の最も重要な目標であった「社会・経済に対する協同組合の貢献についての認知度の向上」を達成したか（2011年までと比べて明確に向上したといえるか）と問われれば、無条件にこれを肯定することは難しいのが現状であろう。

実行委員会は、協同組合が目指す「よりよい社会」の像を具体的に明確にすることはできなかったと評価し、「実践事例に学び、さらに議論を深めることを通じて、自らの役割・意義や目指すべき方向性を明確にし、実践・情報発信していくことこそが、認知度向上や

協同組合の発展に向けた重要な課題である」と総括した。「JCA2030ビジョン」が「成長・競争一辺倒とも言えるいまの社会を持続可能な地域社会の実現へ転換する」という、わが国の協同組合が多様な関係者と連携して目指すべき社会像を掲げている現時点においても、その実践と情報発信は、協同組合の認知度向上と発展に向けた最重要の課題であり続けている。

#### (6) 前回以後の動向

前回の国際協同組合年以降、わが国の協同組合の価値・役割や戦略に関する議論に大きな影響を与えた環境動向として、これまで触れてきたSDGs、JCAの発足、「JCA2030ビジョン」以外に次のものが挙げられる。

① 2010年代前半においては、環太平洋連携協定（TPP）への参加の影響・是非についての議論が盛んに行われた。特にアメリカとの交渉において、農産物・自動車と並んで保険分野における参入障壁に焦点が当てられた時期もあり、協同組合の行う共済と保険との競争条件の整備（イコールフッティング）が求められたことに対抗する理論の構築が探られた。

② 2016年に施行された農業協同組合法の一部変更と、それに至る一連の政策形成過程（いわゆる「政府主導の農協改革」）において示された安倍政権の姿勢は、非営利・自治・公益性といった協同組合の本質に反するものとして、多くの協同組合の関係者・研究者に懸念や危機感をもたらし、JA以外の協同組合も連携して国民の協同組合に対する理解・支持を得ていく必要性が認識された。

- ③ 2016年、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は、「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」を無形文化遺産として登録した。その決定を行った政府間委員会は、協同組合を「共通の利益と価値を通じてコミュニティづくりを行うことができる組織であり、雇用の創出や高齢者支援から都市の活性化や再生可能なエネルギープロジェクトまで、さまざまな社会的問題への創意工夫ある解決策を編み出している」と評価した。
- ④ 2020年、労働者協同組合法が成立し、2022年10月に施行された。その第1条は「多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする」と謳っており、2024年3月7日時点で76の労働者協同組合が設立されている<sup>8</sup>。
- ⑤ 2021年12月に開催された第33回ICAソウル大会において、「協同組合のアイデンティティに関する声明」の四半世紀ぶりとなる改定に向けた集中的な検討が開始された。この検討と、今回の国際協同組合年に向けた取組みが並行して行われることにより、協同組合の価値・位置付け・役割の理解やその周知のあり方をめぐる両者の議論が、互いに影響し合うことも考えられる<sup>9</sup>。

### 3. 今回の取組みに求められるもの

2023年11月17日、JCAは「国連が、持続可

能な開発における協同組合の貢献を評価し、国際協同組合年の宣言を行ったことを歓迎します。持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた協同組合の取り組み、とりわけ持続可能な地域社会をつくる日本の協同組合の取り組みをさらに進め、協同組合に対する認知を高めていく絶好の機会として、政府や幅広い関係者の方々と協力しながら、この2回目の国際協同組合年を活かしていきたいと考えています。今後、協同組合の皆さんと具体的な取り組み内容について協議し、この機会を価値あるものにしていきたいと思います」との会長コメントを公表した。本節では、これまで述べてきた論点を踏まえ、今回の具体的な取組みに向けて留意が必要であろうと考えられる点について考察する。

#### (1) SDGsへの貢献に関する周知のあり方

わが国における今回の具体的な取組内容については、今後検討・協議することとされているが、「SDGsの達成に向けた取組みをすすめ、協同組合に対する認知を高める」ことが基本となりそうなことは、上述の会長コメントから十分に窺われるところである。前回の取組みにはなかった要素であり、SDGsが国民に広く知られ、国内の主要な協同組合が対応方針・取組状況を明らかにしている実態からみて、ごく自然なことのように思われるが、「協同組合も、皆さんご存知のSDGsに取り組んでいます。詳しくはウェブサイトのリストに載せてあります」といったストーリーしか伝わらないものであれば、SDGsを標榜する一般企業の広報やキャンペーンの活動に埋没しかねない。

協同組合がSDGsに貢献できる背景には、

8 厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000995367.pdf> 参照（2024年3月11日閲覧）。

9 JCAは、2023年度に開催を呼びかけた「これから協同組合を話し合うワークショップ」や学習会において延べ2000人を超える協同組合の組合員・役職員等から出された意見やコメントを基に、協同組合のアイデンティティに関する提言をまとめ、2024年3月までにICAに提出する予定である。

協同組合の持つ目的・理念（ICA声明）、目指す社会像（「協同組合憲章」草案）、それらの背景にある人間観・幸福観<sup>10</sup>、協同組合に対する国際的な評価・期待（無形文化遺産登録）、持続可能な地域社会づくりに取り組む戦略（JCA2030ビジョン）、といった様々な形で表現された「協同組合であるからこその価値・役割」がある。このことに対する理解・共感を得ることが「協同組合に対する認知」でなければならない。

SDGsへの貢献の具体的内容に関しては、前回「東日本大震災からの復旧・復興」を基本的目標として掲げたこととの関係で、大規模災害からの復旧・復興をいかに位置付けるかの整理が必要となる。「東日本大震災からの復旧・復興は未だその途上にあり、協同組合の取組みはまだ続いている。その経験はその後の大規模災害への対応に活かされている」というとりあげ方をすることはある程度想定されるが、今回の取組みのなかでこの件を「基本的目標」とし続けるのか、SDGsの目標の1つ（目標11）である都市・居住地の強靭性（レジリエンス）に向けた取組みと位置付けるのか、何を「協同組合であるからこその取組み」とするのか、検討が必要となる。

なお、共済事業に関しては、前回の有識者・マスコミ等向けリーフレットにおいては「総力をあげて組合員を訪問し、迅速な調査活動と共済金のお支払いを実施した」との記述が行われたが、「長年にわたる組合員の利用結果の結果、被災した組合員の生活再建と被災地域のコミュニティの維持の財源となつた」という共済本来の保障機能を果たしたこと自体に対する評価が優先して語られるべきであると考えられる。

同様に、今回の国連決議で言及された「気候変動への対応と緩和」と「食料安全保障の改善」についても、これをSDGs（目標2・13）の達成に向けた取組みの一部と位置付けるのか、それ以上に強調すべき重要課題として位置付けるのかについても、具体的に何が「協同組合であるからこその取組み」なのかの分析・判断を踏まえて検討する必要がある。

## （2）「社会的連帯経済」概念の取扱い

「社会的連帯経済」という概念ないし理念が世界各地に広まりつつあり、国際機関での検討を経て2023年4月に国連総会でその推進に関する決議が行われるに至ったこと、そして、その概念・理念が、今回の国際協同組合年を宣言した同年11月の国連総会の決議において明文で触れられたことは1(2)で述べたとおりである。しかし、わが国において「社会的連帯経済」という言葉は、その基となつたとされる「社会的経済」・「連帯経済」という2つの言葉を含めて、一般の人々にとって馴染みのないものであり、協同組合の組合員・関係者の間の共通理解も成立しているとはいえない。その名を冠した法令や機関による規定もなく、「社会的」・「連帯」という訳語を用いたとしても、それだけで原語における含意が伝わることはない。このような現状を考えると、今回、協同組合の価値・役割の認知を高める取組みを行うにあたり、ICA声明に定められた定義や原則に、この新しい概念を絡めて議論や表現を行うことは時期尚早であると考えられる。

図表1で示したILOの定義のなかで、「フォーマル経済への移行」や「ディーセント・ワーク」についてはICA声明では触れられていない。これは単にILOという組織の性格の表れと理解すべきか、労働者協同組合という法

10 武田俊裕「JCA2030ビジョンをめぐる論点」・共済総研レポート第186号11頁（JA共済総合研究所・2023年）参照。

人制度がもたらす協同組合の新たな価値・役割と位置付ける可能性・必要性を示したものなのか、この点だけでも本質的な議論が必要であろう。

「社会的連帶経済」という概念は、現在の「協同組合セクター」や「民間の非営利部門」といった表現に入れ替わる形で用いられ、定着していく可能性を秘めている。現時点においては、この概念がICA声明の改定に向けた検討に与える影響を注視しつつ、わが国の協同組合がこの概念をどのように理解し、用いていくのが適切かを十分に吟味し、組合員・関係者の間の共通理解と合意形成を図るべきではなかろうか。

### (3) JCA2030ビジョンの実現に向けて

筆者は以前、JCA2030ビジョンについて、「報道などで目や耳にする機会の多いSDGsに比べて、……地域住民や組合員にとっての存在感や認知度を高めていく必要性」があり、「地域社会におけるこのビジョンの存在感が増していくれば、こうした施策の成果や、協同組合の存在意義についての認知・評価につながることも期待される」と指摘したことがある<sup>11</sup>。

協同組合に対する国民の認知を高めるためには、全国段階の事務局が直接行う広報だけに頼ることなく、各地域の単位協同組合の役職員が、その組合員・地域住民との日頃のやりとりのなかで、協同組合の価値・役割や具体的な施策・成果について繰り返し伝えることが効果的であり、不可欠である。前回の取組みについて、実行委員会が「組合員を含む学習の広がりは不十分である」と総括したことは2(5)で述べたとおりである。JCA2030ビジョンには、協同組合が、今のわが国の社会をどのように捉え、2030年を目指すよ

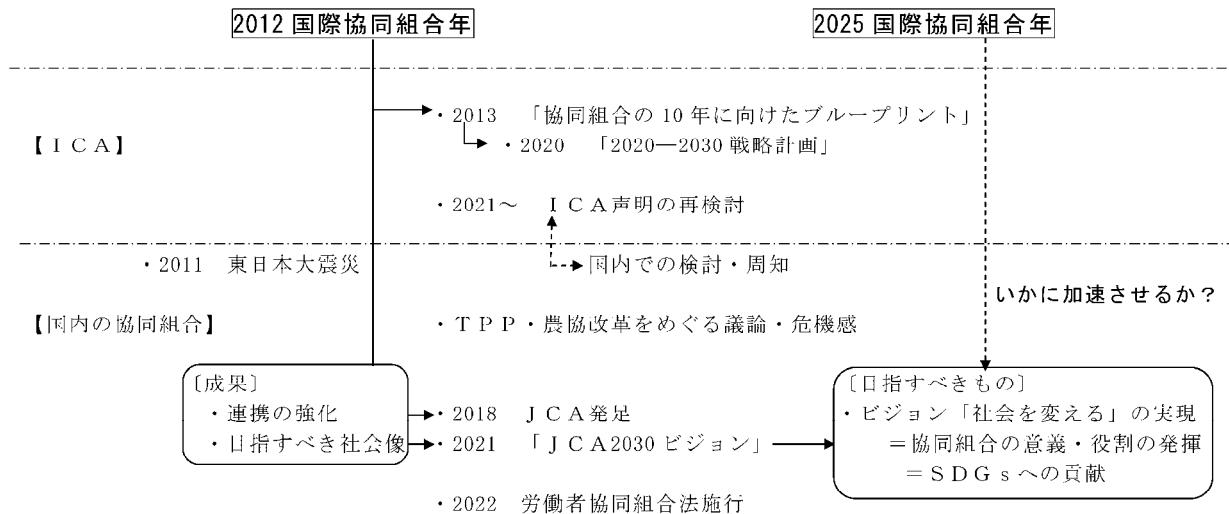
うな方法でどのように変えていくかとしているかが明示されている。「地域社会づくりを通じてこの国をより良い社会に変えていく」という戦略の実現に向けて、民間の非営利部門の一翼を担う役割を發揮することこそが、わが国の協同組合の目指すべきところであり、そのための個々の取組みが「SDGsへの貢献」の具体的な内容・成果となると考えるべきである。今回、2025年といういわば「中間地点」で、それぞれの単位協同組合の役職員を通じて組合員・地域住民にその内容を伝える機会を得たことは、このビジョンの実現に向けた意思結集を改めて強化するうえで有意義であり、協同組合の価値・役割に対する認知を高める取組みの一環と位置付けて積極的に取り組むことが望まれる。

1年間を区切ってあるテーマに取り組むという「国際年」の性格上、その年の間に行われる様々なイベントや認定・後援事業の成果を一過性で終わらせることは必ずしも容易ではない。これからすすめられる今回の取組みの成果を2026年以降に協同組合を担っていく後継者とも共有できるようにするために、活動目標の設定、具体的な取組内容の策定、成果の残し方・アピールのし方など様々な面で、前回の総括を踏まえた積極的な作業設計が行われることを期待したい。

11 前掲注（10）15頁参照。

(図表3) 国際協同組合年をめぐる論点整理

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2000 MDGs</li> </ul> <p>【国連】</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2015 SDGs</li> <li>・ 2016 ユネスコによる無形文化遺産登録</li> <li>・ 2023 社会的連帯経済の推進決議</li> </ul> |
|---|--|



(出典) 筆者作成